

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- イ. 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違はありません。

- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

(連結子会社の数:9社)

会社名	主な事業内容
しがぎんビジネスサービス株式会社	事務代行業務、不動産管理業務
しがぎん代理店株式会社	銀行代理店業務
しがぎんキャッシュサービス株式会社	現金精査・整理、ATM管理業務
滋賀保証サービス株式会社	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務
しがぎんコンピュータサービス株式会社	事務計算受託業務
株式会社しがぎん経済文化センター	コンサルティング業務
株式会社滋賀ディーシーカード	クレジットカード業務、信用保証業務
しがぎんリース・キャピタル株式会社	リース、投資業務
株式会社しがぎんジェーシービー	クレジットカード業務

- ハ. 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額並びに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの
該当ありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるもの
該当ありません。

- ホ. 連結グループ内の資金および自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(1) 自己資本管理の基本方針

当行では、地域社会との「共存共栄」の理念のもと、自己責任原則に則り、資本の有効活用とリスクに対する銀行経営の健全性維持および適切性の確保を目的に、堅固な自己資本管理体制を確立し、企業価値の持続的、安定的な向上を図ることを自己資本管理の基本方針としています。

(2) 自己資本管理体制の概要

長期経営計画の挑戦指標として、ROE(連結)3.0%以上、普通株式等Tier1比率(連結)10.0%以上を掲げ、自己資本の適切性をリスク・プロファイルに照らして検証・評価し、一定以上の自己資本を確保するため自己資本充実度評価を行い、資本配賦制度を通じて、資本効率性の向上や適切な資本政策の策定に努めています。

(3) 自己資本充実度の評価方法

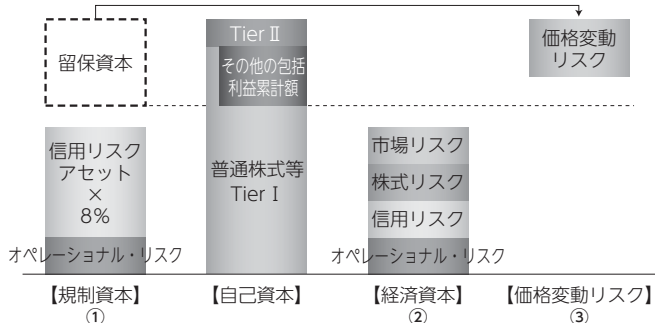
当行では、業務計画策定時に経営体力である自己資本の十分性を確認するためストレス・テストを実施し、その結果を踏まえて部門別・リスクカテゴリー別に資本配賦を実施しています。

具体的には、①規制資本ベース(自己資本比率規制上の所要自己資本)および②経済資本ベース(内部管理上のVaRなどにより算出したリスク量)の両面から資本配賦を行い、保有するリスクと自己資本の比較や、配賦資本の使用状況についてモニタリングを実施し、自己資本の充実度を評価しています。

更に③有価証券等の価格変動によるリスクを一定の範囲内に抑えることにより、自己資本比率の変動を目標水準に基づき管理するとともに、資本配賦制度を通じて一定のリスク限度内でのリターンを部門別に策定しています。

加えて、景気後退期の企業を取り巻く環境の変化や保有する有価証券の大幅な価格下落などの具体的な複数のリスク発生シナリオに基づき、ストレス・テストを実施し、経済環境等の変化により銀行全体が被るリスクの増加量や自己資本に対する影響等について把握し、自己資本の充実度を評価しています。

資本配賦の仕組み



3.信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針および手続きの概要

(1)信用リスク管理の基本方針

当行は業務運営上、信用リスクをそのリスクの大きさや範囲から最も重要性を持つリスクとして認識し、基礎的内部格付手法に基づく格付制度を整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っています。

信用リスク管理プロセスでは、とくに検証過程を重視し、検証結果を常務会等に報告するとともに、可能な限り迅速に課題の把握や改善を検討し、恒常的に信用リスク管理の水準を維持・向上するためのPDCAサイクルの確立に努めています。

また、パーゼルⅢ内部格付手法に求められる信用リスク管理部署として経営管理部「信用リスク管理グループ」を設置し、与信業務からの独立性を確保して適切な信用リスク管理を遂行する組織体制を整備しています。

(2)手続きの概要

①格付制度の制定と運用

信用リスク管理の基本方針を踏まえ、格付制度にかかる各種基準は取締役会の決定を経て制定しています。

格付制度の運営は、定められた各種基準に則り、一定の与信先の属性や与信金額等により、「個別管理先」(事業法人等向けエクスポージャー)と「プール管理先(取引)」(リテール向けエクスポージャー)に区分して信用リスク管理を実施しています。

基本的に「個別管理先」については信用格付体系、「プール管理先(取引)」についてはリテール・プール区分体系を設定し、与信先(債務者)に対して一貫性のある信用格付(企業格付)の付与やリテール・プール区分の割当を行っています。

具体的な手続きとしては、信用格付は当該取引を担当する格付所管部店が起案し、審査部の決裁権限者が決裁する体制とし、経営管理部資産査定グループの検証後に信用格付が確定する体制を整備しています。

なお、「個別管理先」については、原則年1回最新の決算情報等に基づき信用格付を付与するとともに、継続的なモニタリングによる与信管理を行い、債務者の信用状況に関わる事象の発生時にはその都度速やかに信用格付の見直しを行う体制を整備しています。また「プール管理先(取引)」について、定期的にプール区分の見直しや割当を実施しています。

(取引先管理区分の概要)

取引先管理区分	該当する先	格付制度
個別管理先	事業法人先(与信額等により個別管理を実施する取引先)、ソブリン、金融機関等	信用格付
プール管理先	事業法人先(与信額等によりプール管理を実施する取引先)、住宅ローン、カードローン、その他消費性ローン等	リテール・プール区分

②リスクの評価、検証と報告体制

信用格付やリテール・プール区分、パラメータ等の格付制度を検証する方法や検証頻度を取締役会の承認のもと各基準書に明文化して、検証やモニタリングを実施しています。

与信ポートフォリオについては、格付別・業種別に信用リスクの動向を把握し、与信集中リスクについて分析を行うとともに、信用格付付与と同時に、大口与信先等については、取引先の与信限度額や取引方針を個別に定め、適切な信用リスク管理に努めています。

また、これらの取組を踏まえて、信用リスク量の管理やストレステストなどを定期的実施し、自己資本の充実度評価と連携した業務運営を実施しています。

なお、格付制度を検証した結果や信用リスクに関する重要事項については、常務会等に報告した上で、取締役会に報告する体制を整備しています。

(3)貸倒引当金の計上方法

債権等の貸倒償却または貸倒引当については、当行の自己責任のもと適正な「自己査定」の結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もり、計上しています。

(引当基準)

自己査定の債務者区分および分類区分等に対応して、貸倒償却または貸倒引当を行います。

a. 正常先およびその他要注意先に対する債権の引当基準

今後1年間の予想損失額を算定して貸倒引当金(一般貸倒引当金)を計上しています。具体的な予想損失額の算定方法は、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来見込み等必要な修正を加えて予想損失率を求め、正常先およびその他要注意先に対する債権の各決算期末残高に各々の予想損失率を乗じて算定しています。なお、急激な状況の変化がない限り、過去の損失率をそのまま予想損失率としています。

b. 要管理先に対する債権の引当基準

今後の予想損失額を算定する期間および過去の貸倒実績率の算定期間を各々3年とし、それ以外は、正常先、その他要注意先と同様です。

c. 破綻懸念先に対する債権の引当基準

今後3年間の予想損失額を算定して貸倒引当金(個別貸倒引当金)を計上しています。具体的な予想損失額の算定方法は、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来見込み等必要な修正を加えて予想損失率を求め、個別債務者毎に、自己査定におけるⅢ分類額に予想損失率を乗じて算定しています。なお、急激な状況の変化がない限り、過去の損失率をそのまま予想損失率としています。

また、大口債務者(Ⅲ分類額が3億円以上の債務者)については、Ⅲ分類額から合理的に見積もられたキャッシュ・フローによる回収可能額を除いた残額を予想損失額としています。

d. 実質破綻先および破綻先に対する債権の引当基準

個別債務者毎に、自己査定におけるⅢ、Ⅳ分類額の100%全額を予想損失額として、貸倒引当金(個別貸倒引当金)に計上するか、直接償却します。

(4) 標準的手法採用エクスポージャーの概要

信用供与を主たる業務としておらず、リスク・アセットが全体の2%未満である連結子会社については、標準的手法により信用リスク・アセットを算出しています。ただし、それらの連結子会社においても、株式等エクスポージャーおよび銀行の与信行為に関連する債権等(求償債権等)については、基礎的内部格付手法によって信用リスク・アセットを算出しています。

またエクスポージャーが少額であり、内部格付の付与の観点から信用リスク管理上、重要でないと判断される資産(仮払金の一部や前払費用、買入外国為替のうちTC買取分など)については、例外的適用除外として標準的手法を採用しています。

(平成25年3月期において標準的手法を適用する連結子会社)

会社名	主な事業内容	標準的手法を適用
しがぎんビジネスサービス株式会社	事務代行業務、不動産管理業務	○
しがぎん代理店株式会社	銀行代理店業務	○
しがぎんキャッシュサービス株式会社	現金精査・整理、ATM管理業務	○
滋賀保証サービス株式会社	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務	—
しがぎんコンピュータサービス株式会社	事務計算受託業務	○
株式会社しがぎん経済文化センター	コンサルティング業務	○
株式会社滋賀ディーシーカード	クレジットカード業務、信用保証業務	○
しがぎんリース・キャピタル株式会社	リース、投資業務	○
株式会社しがぎんジェーシービー	クレジットカード業務	○

なお、滋賀保証サービス株式会社は、当行の住宅ローンの信用保証業務を実施しており、平成19年3月期から(基礎的)内部格付手法を適用しています。

□. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称およびエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ

ハ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオ

(1) 使用する内部格付手法の種類

基礎的内部格付手法を採用しています。

(2) 格付制度の概要

格付制度として、①信用格付(企業格付)②特定貸付債権格付③リテール・プール区分④案件格付⑤パラメータ推計の各種制度を制定しています。

①信用格付制度

当行の全与信先を対象として、基本的に与信先の属性や与信金額等により、「個別管理先」と「プール管理先(取引)」に区分したうえで、「個別管理先」については信用格付の付与を実施しています。

「個別管理先」の信用格付は、債務者の信用リスクの程度に応じて、格付の符号が下がる毎に債務者のリスク水準が高くなるように定義した15ランクに区分しています。信用格付の体系と区分の定義、債務者区分との関係は次表のとおりです。

(格付手法)

取引先の財務データに基づき、取引先の規模や属性に応じた複数の定量評価モデルを利用し、取引先の信用リスク度合いについて定量評価を実施します。定量評価モデルは、当行が独自に構築したモデルを含め全モデルにおいて検証し、格付体系の精度向上を図っています。

最終的な信用格付を決定するにあたっては、定量評価結果に信用リスクの判別に有効な定性評価を加味し、企業グループや一定の要件を考慮して企業実態を踏まえた対応を実施しています。

なお、外部格付については、当行取引先のデフォルト率と格付機関の格付毎のデフォルト率をその水準や序列性に基づきマッピングをしたうえで、主に大企業先の信用格付プロセスに利用しています。

(信用格付の検証)

格付制度の有効性を維持するためには、適切な検証体系の構築が最重要との認識に基づき、格付体系の適切性確保を目的とした検証体系を整備しています。検証項目については、定例的な検証に加え、適宜必要な検証項目を追加するなどの見直しを図り、検証結果については定期的に常務会等に報告しています。

<信用格付定義の一覧>

格付	定義	債務者区分
a1	債務履行の確実性は極めて高く、適格格付機関の評価が優良である	正常先
a2	債務履行の確実性は極めて高く、適格格付機関の評価が良好である	
b1	債務履行の確実性は高い	
b2	債務履行の確実性は高いが、b1に比べ環境の影響を受けやすい	
b3	債務履行の確実性は十分である	
b4	債務履行の確実性は十分であるが、b3に比べて劣る面がある	
b5	債務履行の確実性は中位程度	
b6	債務履行の確実性はb5より劣るが、当面問題ない	要 注 意 先 要 管 理 先
b7	債務履行の確実性に当面問題ないが、将来まで確実といえない	
c1	債務履行の確実性に問題があり、注意を要する	
c2	債務履行の確実性に問題があり、c1に比べさらに注意を要する	
d1	要管理先	
d2	破綻懸念先	
d3	実質破綻先	
d4	破綻先	

②特定貸付債権格付制度

特定貸付債権格付制度では、特定貸付債権に分類される債権を、定量面や定性面を通じて、デフォルトが生じる可能性とデフォルト時の予想損失度合いから、序列的な格付に区分しています。

また、案件毎の事業計画に対して実際の業績との比較検証や定性評価の有効性検証等の検証項目を定期的に検証しています。

③リテール・プール区分制度

リテール・プール区分制度は、「プール管理先(取引)」を対象として、リスク特性が類似した取引を各プール区分単位に区分し、個々の債務者単位ではなく、プール単位でとりまとめて信用リスク管理を行っています。

リテール・プール管理の対象は、居住用不動産向けエクスポージャー（居住用住宅ローン）、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（カードローン等）およびその他リテール向けエクスポージャーを対象とし、あらかじめ定められた分類ルールに基づき、リテール・プール区分の割当を実施しています。なお、取得データの制約などにより、保有する情報量が少ない場合は、リテール・プール区分への割当をより保守的に行っています。

また、リテール・プール区分の適切性や割当てられた取引の適切性等について検証を実施しています。

(リテール・プール区分の体系)

リテール・プール区分を策定する基準(リスクファクター)は、取引のリスク特性(取扱規模、将来的な発展性等)などを踏まえ、次表のとおり設定しています。

(リスクファクター)

資産区分	リスクファクター(PD..予想デフォルト率)	リスクファクター(LGD..デフォルト時損失率)
居住用不動産向けエクスポージャー (居住用住宅ローン)	当初契約日からの経過年数、 返済比率、保証会社保証、延滞有無等	担保保全率、 先順位設定有無
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー(カードローン等)	商品種類、延滞有無等	すべて無担保
その他リテール向けエクスポージャー	信用リスク属性、当初契約時与信額、 商品種類、保証会社保証、延滞有無等	特定担保の有無

④案件格付制度

信用格付が純粹に取引先の信用度合いを評価するのに対し、案件格付は案件毎の保全状況や取引状況等をもとにデフォルト時点の予想損失率を推定し、案件毎に付与しています。また、この結果を用いて、信用格付とあわせ、案件毎に貸出金利ガイドラインを設定しています。

⑤パラメータ推計の概要

PD、LGD、EAD(デフォルト時エクスポージャー)などのパラメータ推計については、推計したパラメータが自己資本比率計算に直結することを踏まえ、推計値を正確かつ安定的に推計することを基本方針としています。

パラメータ推計は、基本的に実績データに基づき、①実績値の算出②実績値に基づく推計値の算出③推計値の検証および検証結果を踏まえた推計値の調整・是正という3つのプロセスを経て決定しています。

検証については、年1回以上、推計値の適切性を評価しており、検証の結果、各見直し基準に該当した場合もしくはパラメータの修正が必要と判断する場合には、パラメータ推計値の見直し又は格付体系もしくはリテール・プール区分の見直しを検討する体制を整備しています。なお、推計したパラメータ値や推計に用いたデータは、自己資本比率算出に加え、自己資本充実度評価における信用リスク量の計算データや金融商品、取引の採算性関連データなどに活用しています。

(3)次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続きの概要

①資産区分毎の格付付与手続き

各資産区分毎のエクスポージャーの種類および格付の付与手続きは以下のとおりです。

資産区分	エクスポージャーの種類	格付付与手続き
事業法人向けエクスポージャー	大企業、中堅企業、中小企業他事業性 与信先向け与信(与信額等により個別 管理を実施する取引先)	個別管理先として管理し、 信用格付を付与 (特定貸付債権は、 SL格付を付与)
うち特定貸付債権	一定要件を満たすノンリコース・ローン	
ソブリン向けエクスポージャー	中央政府、中央銀行、地方公共団体、 国内の政府関係機関等向け与信	リテール向け与信として、 リテール・プール区分を割当
金融機関等向けエクスポージャー	銀行、証券会社等向け与信	
株式等エクスポージャー	上場株式、非上場株式	リテール向け与信として、 リテール・プール区分を割当
居住用不動産向けエクスポージャー	居住用住宅ローン	
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	カードローン等	
その他リテール向けエクスポージャー	小口事業性(取引先与信額等により プール管理を実施する取引先) その他リテール向け与信	

事業法人等向けエクスポージャーにおける「大企業、中堅企業、中小企業」は中小企業基本法の定義に準じて分類していません。

②PD推計の定義と対象資産区分

PD推計の定義と適用する対象資産区分は以下のとおりです。なお、事業法人等PDは平成11年度～平成23年度(13年間)、リテールPDは平成13年度～平成23年度(11年間)の内部実績データに基づき、推計誤差を考慮して保守的に補正した推計値を適用しています。

PD推計方法	定義	対象となる資産区分
事業法人等PD	内部データによる推計期間の各期・各格付毎の債務者数から実績デフォルト率等を通じて、保守的な補正を実施して推計値としています。	事業法人向けエクスポージャー(除く特定貸付債権)、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー
リテールPD	内部データによる推計期間の各期・各プール区分毎の債権数から実績デフォルト率を算出し、保守的な補正を実施して推計値としています。	居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

(1) 基本方針

当行は、信用リスク削減にあたり、取引先の経営状況、資金使途、回収可能性等から総合的に与信判断を行うことを基本方針とし、担保や保証については、これらに過度に依存することなく、取引先の信用力を補完するために取得しています。

担保の取入にあたっては、市場性・換金性、管理の容易性、時価の安定性等を考慮するとともに、適切な方法による評価額と処分時の回収可能見込額を算出し、それぞれの担保の性質に応じて一定時期に評価見直しを実施しています。

(2) 主要な担保の種類

当行の主要な担保種類は以下のとおりです。

担保種類	担保取得方法
定期預金	質権
国債、地方債、公社・公団・事業団債、金融債、社債、株式	質権
手形	譲渡担保
船荷証券、貨物引換証など	譲渡担保
不動産(土地、建物)	(根) 抵当権

なお、自己資本比率算出上の信用リスク削減効果の対象となる担保は、規制上の適格保証、適格金融資産担保および適格不動産担保に限定しています。

具体的には、保証人は、ソブリン、金融機関、および事業法人について一定格付以上の内部格付・外部格付の取得先としています。

適格金融資産担保は、預金および株式のみを対象とし、株式担保においては東京証券取引所および大阪証券取引所等「認定された証券取引所に上場する株式」のみを対象としています。

適格不動産担保は、当行所定の手続きにより取得した信用リスク削減効果の適格要件を満たす不動産抵当権および不動産根抵当権としています。

なお、金融機関および短資会社を取引相手とするレポ取引(現金担保付債券借取引)およびコール取引は、担保とした債券を適格金融資産担保として信用リスク削減効果を勘案しています。

(3) 担保に関する評価、管理の方針および手続きの概要

担保評価は、原則、現地(現物)調査を実施のうえ、あらかじめ定めた方法により評価を実施しています。

具体的には不動産を担保取得する場合は、全件に対して現地調査を実施しており、担保不動産の評価見直しは、1年に1回の頻度で実施しています。特に、債務者区分が破綻懸念先以下で一定金額以上などの要件を満たす担保については、不動産鑑定評価を採用しています。

加えて環境保全への対応として、CSR(企業の社会的責任)の観点から、土壤汚染対策法の施行(平成15年2月)に伴い、「土壤汚染対策法に定める指定区域台帳に記載された土地」および「ダイオキシン類対策特別措置法に定める対策地域に存在する土地」については、「汚染が判明した土地」として新規の担保を取得せず、既存の担保についても評価額をゼロ円として土壤浄化を促しています。

なお、担保不動産については、処分実績と処分可能見込額とを比較し、評価方法の妥当性を検証しています。

(4) 貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針および手続きの概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっては、相殺確実な自行預金のみを対象とする方針としており、相殺可能な円貨の定期預金に限って対応しています。

(5) 派生商品取引およびレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針および手続きの概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

当該相対ネットティング契約は、信用リスク削減手法として適用しておりません。

(6) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクおよびマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の対象となる主要な保証人は、信用保証協会法によって設立されている信用保証協会であることから、信用リスクは極めて低いものと認識しています。またマーケット・リスクにさらされる金融資産担保などは適切に価額を管理するとともに、当該担保種類の割合が相対的に小さく影響は限定的であります。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

(1) 与信限度枠の割当方法に関する方針

対金融機関向けの派生商品取引については、半期毎に信用格付別の与信限度額、個別・グループ別の派生商品取引の与信限度額を設定し、設定された限度額の範囲内での運用を日次で管理しています。

対顧客向けの派生商品取引については、主にクーポンスワップや通貨オプションといった顧客の為替リスクヘッジのための商品を取扱っており、これら商品については、取引相手先の実需ニーズ、商品に対する理解度、信用力を考慮し、販売を行っています。派生商品取引の与信限度額については融資取引と同様、取引相手先毎の信用力、取引状況等に応じて設定し、融資取引など他の与信取引と合算して個別に限度額管理を行っています。

(2) 担保による保全および引当金の算定に関する方針

取引相手先の状況に応じて担保等により保全を図る体制になっています。引当金については、取引相手先の債務者区分が破綻懸念先以下に区分された場合、決算日における「正の再構築コスト」の全額を損失見込額として個別引当金を計上していません。

(3) 自行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

対金融機関向けの派生商品取引においては、一部相手先と個別にCSA契約(クレジット・サポート・アネックス契約)を締結している場合があります。同契約においては、当行の信用力が低下した場合でも担保提供により契約が継続されることを趣旨としており、具体的には、各契約で定められた格付会社が付与する当行の格付が一定格付以下に悪化した場合、該当取引の範囲で一定の担保を追加提供する義務が発生しますが、影響は軽微なものと認識しています。

6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

<投資家としての証券化取引>

証券化商品については、投資対象の一つとして高格付銘柄のみを投資対象とし、常務会で設定した保有限度額の枠内で投資を行っています。証券化商品の市場リスクについては、他の有価証券等と合算した日次VaRにより管理を行っています。

当行の証券化商品は、主に住宅ローン債権を裏付けとしており、住宅ローン債権に準じたリスク特性を持っています。

<オリジネーターとしての証券化取引>

連結子会社において、保有するリース債権の証券化取引に取り組み、証券化対象となる債権の組成を行うオリジネーターおよび原債務者からの元利金回収を行うサービサーとしての役割を担っています。

当該商品のリスクについては、保有する劣後受益権に関連する信用リスクおよび金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わりません。従って通常の与信取引と同様に信用リスクの管理を行っています。

なお、平成25年3月31日現在、当該証券化に係る証券化取引はございません。

ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品の選定については、構造上の特性をも含めたリスク特性の洗出しを行い、経営陣を交えた検討を行う体制となっております。また実際の購入の際にも、これらリスク特性を再度検討・協議する体制となっております。

これら商品のリスク特性や裏付け資産の状況については、主に市場価格や平均残存年数等を把握することで管理しており、経営陣に四半期次で報告する体制となっております。

ハ. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行は、保有資産の信用リスクを削減する手法として証券化取引を用いておりません。

ニ. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

外部格付準拠方式を使用しています。

ホ. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当行は、証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額にかかる額を算出しておりません。

ヘ. 連結グループまたは銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループまたは銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

ト. 連結グループまたは銀行の子法人等(連結子会社等を除く。)及び関連法人等のうち、当該連結グループまたは銀行が行った証券化取引(連結グループまたは銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

チ. 証券化取引に関する会計方針(オリジネーターとしての証券化取引)

(1) 会計方針

証券化取引の会計上処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しています。

(2) 売却資産の認識

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、信託受益権を投資家に売却した時点で認識しています。

リ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ
(全ての証券化エクスポージャーに対して上記4社の適格格付機関を使用します。)

ヌ. 内部評価方式を用いている場合には、その概要

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に内部評価方式は用いておりません。

ル. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

7. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第2条各号又は第25条[第14条各号又は第37条]の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

当行は、マーケット・リスク相当額に係る額を自己資本比率告示第2条各号又は第25条[第14条各号又は第37条]の算式に算入しておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針および手続きの概要

(1) オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員(パートタイマー、派遣社員等を含む)の活動、もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク②システムリスク③法務リスク④有形資産リスク⑤人的リスクの5つに分けて管理しています。

「オペレーショナル・リスク」は業務統轄部において一元的に管理するとともに、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、「各リスク所管部」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しています。

(2) オペレーショナル・リスクの管理方針および管理手続き

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制および仕組を整備し、リスク顕現化の未然防止および発生時の影響極小化に努めています。

具体的には、自己資本比率規制に準拠したリスク管理体制を構築すべく定期的にRCSA(リスクとコントロールの自己評価)を実施し、リスクの特定、評価を行うとともに、リスクを捕捉し対応策等を講じる手段としてオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定等によりリスクの制御、移転、回避を行うなどリスク管理の高度化に取り組んでいます。さらに、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイクルの確立に努めています。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上記のRCSAやオペレーショナル・リスク情報の収集、分析を実施するほか、「事務リスク管理規程」、「システム・リスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」、および「人的リスク管理規程」を定めて、適切に管理しています。

(注)RCSA(リスクとコントロールの自己評価)

Risk & Control Self - Assessmentの略。あらゆる業務プロセス、システムおよび有形資産等に内在するリスクを特定し、管理を行ってもなお残存するリスクを評価・把握した上で、必要な削減策を策定し実行していく自律的なリスク管理の手法。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に定める「粗利益配分手法」により算出しています。

9. 株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当行の株式等エクスポージャーに関しては、主に取引先との長期的な関係を目的とする政策投資株式が大宗を占めております。このため長期保有を前提としており、他の与信取引や市場取引と同様に規制資本ベース、経済資本ベースの両面でリスクを自己資本の範囲内に収まるよう管理しています。

具体的には、規制資本ベースの管理では、すべての銘柄に信用格付を付与し、PD/LGD方式等に基づく信用リスク量(=所要資本)を他の与信取引(貸出など)と合算のうえ、普通株式等Tier 1(除く包括利益)の範囲内に収まるよう管理しています。加えて、株式の価格変動により評価益が減少するなどのリスクが顕在化した場合でも、一定以上の自己資本比率を維持できるように、株式以外の有価証券等と合算のうえリスク許容額(VaR:保有期間90日、信頼区間99%)を設定し、日次で管理しています。

一方、経済資本ベースの管理では、業務の継続を前提とした損失吸収力の観点から、信用リスクや市場リスク等とともに株式リスクについてもリスク量(VaR:保有期間1年、信頼区間99%)を合算の上、普通株式等Tier 1の範囲内に収まるよう管理しています。また、保有銘柄に関しては、定期的取引関係等を踏まえ見直しを実施しています。

なお、株式等エクスポージャーは子会社関連会社株式を除き、全額その他有価証券に計上されており、上場株式等の時価のあるものについては決算日の市場価格に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)にて、時価のないものについては移動平均法による原価法により評価しています。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針および手続きの概要

(1) 金利リスク管理の基本方針

銀行勘定における金利リスクとは、金利が変動することにより、保有する資産・負債、オフバランス取引の経済価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、金利リスクを市場リスクに内包するものとして適切に計量、モニタリング、コントロールしリスク・リターンを勘案のうえ、安定した収益確保を目指すことをリスク管理の基本方針としています。

(2) 手続きの概要

当行では、リスクに対するリターンの最適化を図った業務運営を実践するため、ALMの観点より金利リスクを総合的に管理するとともに、信用リスクなどその他のリスクも勘案のうえ資本配賦制度による統合リスク管理を実施しています。

加えて、「アウトライヤー基準」による金利リスクについても、自己資本の20%以内に収まるようコントロールしています。

これらの配賦資本等の遵守状況については、リスク管理部門がモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しています。

ロ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、銀行勘定の金利リスク量として、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間1年、信頼水準99%、観測期間2年)によるVaRを採用しています。

VaRを計測するにあたって、普通預金等の流動性預金については、その一部を長期間銀行に滞留する預金として扱い、内部モデルに基づき各期間帯へ割り振り、金利リスクを認識しています。

このほか、VaRによるリスク計測を補完するため、BPVによる管理を加えることにより、複眼的な金利リスク管理を行っています。

なお、連結子会社が保有する金利リスクについては、単体に与える影響が軽微であることから、金利リスク量算出の対象外としています。

11. 自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額およびこれらの科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明／貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

内容については自己資本の構成に関する開示事項に記載しています。